

(趣旨)

第 1 条 この規程は、九州大学教育研究評議会規則（平成 1 6 年度九大規則第 6 号）第 7 条第 2 項の規定に基づき、財務委員会の組織、議事の手続その他必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第 2 条 財務委員会は、財務に関する基本的事項について審議する。

(組織)

第 3 条 財務委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事、副学長及び副理事のうちから総長が指名する者
- (2) 人文科学研究院長、人間環境学研究院長、法学研究院長、経済学研究院長、法務学府長、共創学部長、教育学部長、比較社会文化研究院長、言語文化研究院長及び基幹教育院長のうちから総長が指名する者 1 人
- (3) 理学研究院長、数理学研究院長、工学研究院長、芸術工学研究院長、システム情報科学研究院長、総合理工学研究院長、農学研究院長、システム生命科学府長及び統合新領域学府長のうちから総長が指名する者 2 人
- (4) 医学研究院長、歯学研究院長及び薬学研究院長のうちから総長が指名する者 1 人
- (5) 生体防御医学研究所長、応用力学研究所長、先導物質化学研究所長、マス・フォア・インダストリ研究所長、カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所長、附属図書館長及び情報基盤研究開発センター長並びにセンター群協議会の議長のうちから総長が指名する者 1 人
- (6) 病院長
- (7) 財務部長
- (8) その他総長が特に必要と認める者 若干人

2 前項第 2 号から第 5 号及び第 8 号の委員の選出にあたっては、伊都地区、病院地区、筑紫地区及び大橋地区の各地区から少なくとも 1 名を選出することとし、その任期については、2 年を超えない範囲内で総長が定める期間とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

4 委員は、総長が任命する。

(委員長)

第 4 条 財務委員会に委員長を置き、総長が指名する理事をもって充てる。

2 委員長は、財務委員会を主宰する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第 5 条 財務委員会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 財務委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 6 条 財務委員会が必要であると認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(総長の出席)

第 7 条 総長は、財務委員会に随時出席し、審議に加わることができる。

(ワーキンググループ等)

第 8 条 財務委員会に、特定の事項を調査・検討させるため、必要に応じてワーキンググループ等を置くことができる。

(事務)

第9条 財務委員会に関する事務は、事務局各課等の協力を得て、財務部財務企画課において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、財務委員会の運営等に関し必要な事項は、当該委員会においてそれぞれ定める。

附 則

この規程は、令和3年5月1日から施行する。